

所定疾患施設療養費（Ⅰ） 算定状況

介護老人保健施設 田沢の郷

当施設では、厚生労働大臣が定める基準に基づき、毎年、前年度の算定状況を公表しております。ついては、令和7年度の算定状況を公表いたします。

◇所定疾患施設療養費について◇

- ①対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - ・肺炎（検査を実施した場合）
 - ・尿路感染症（検査を実施した場合）
 - ・带状疱疹
 - ・蜂窩織炎
- ②上記により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。
- ③算定する場合にあつては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- ④請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- ⑤当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。

公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

※令和7年5月よりその他型に移行したため、以降の算定はありません。

※令和7年度算定状況

[illegible]

